

児 発 第 416 号
平成11年4月30日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生省児童家庭局長

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」
通知の施行について

標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。

おって、平成10年6月12日児発第456号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金について」通知の施行については廃止する。

ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。

目 次

- 第1 暫定定員及び保護単価の設定について
- 第2 民間施設給与等改善費について
- 第3 教育費の取扱いについて
- 第4 見学旅行費の取扱いについて
- 第5 入進学支度金の取扱いについて
- 第6 特別育成費の取扱いについて
- 第7 医療費の取扱いについて
- 第8 就職支度費の取扱いについて
- 第9 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の取扱いについて
- 第10 国庫負担金の交付の決定及び措置費の支弁について
- 第11 徴収金基準額等について
- 第12 児童入所施設における措置費の経理について

同通知中「第7医療費の取り扱い」の説明（抜粋）

柔道整復師施術も適用対象となり、その際「第4項」の参考注意の費用支払いです。即ち、「施設を経由せずに直接医療機関に支払うにすること。」の取り扱いです。（下記参照）

第7 医療費の取扱いについて

医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。

- 1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。
- 2 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。
- 3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。
- 4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようにすること。
- 5 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。

以上の資料に見るとおり整復師医療といえども受領委任払い取り扱いを妨げるものではありません。それにもかかわらず、この解釈を否定し、妨害を改めませんでした。